

さめき水田営農だより

平成27年度の 経営所得安定対策等の申請手続き が始まります！

受付期間

4月1日(水)～6月30日(火)

交付金を受けるためには、「**交付申請書**（右図）」と「**営農計画書**（次頁）」を、最寄りの地域農業再生協議会（市町、JA）又は高松地域センターへ提出する必要があります。

様式第1号A 経営所得安定対策等交付金交付申請書

農林水産大臣 殿
経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

27年度
継続 新規

申請年月日 平成27年 月 日

申請印 性別 生 年 月 日
印 男 女 年 月 日

① 交付申請者欄
フリガナ 氏名又は法人・組織名
フリガナ 代表者氏名（法人・組織のみ）
住所 (〒 -)

経営形態
☐ 個人 ☐ 認定農業者
☐ 集落営農（構成員） ☐ 認定新規就農者
☐ 法人 ☐ 集落営農（法人ナラシ対象）
☐ 認定なし

農業共済資格団体の有無 有 無

電話 FAX E-mail

※「畑作物の直接支払交付金（グタ）」及び「収入減少影響緩和対策（ナラシ）」に申請される方は、「認定状況欄」のいずれかの対象者に認定されているか認定されることが必要です。
※ナラシに申請される方は、⑤の対象農産物の生産予定面積等を記載してください。また、生産予定面積等に基づく拠出金を本年7月末までに納入する必要があります。

② 交付申請内容（27年度の申請の「する」「しない」欄に○を付けてください）※26年度の申請状況は参考です

交付金名	米の直接支払交付金の申請	水田活用の直接支払交付金の申請	畑作物の直接支払交付金（グタ）の申請	収入減少影響緩和対策（ナラシ）の申請
27年度の申請	する しない	する しない	する しない	する しない

（参考）26年度の申請状況

円滑化対策交付金交付申請書の提出を忘れずに！

申請締切：**4月30日(木)**

「収入減少影響緩和交付金（ナラシ）移行のための円滑化対策交付金交付申請書」が郵送されます。申請書の「**生産実績数量**」の欄に数字が記載されている方は、**交付金の対象となるお米のある方**です。忘れないよう、**早めの提出**をお願いします。交付金の交付を受けるためには、締切までに申請書（右図）を地域センターへ郵送で提出する必要があります。

この対策は、**平成26年産限り**です。

対象となるお米は、生産数量目標の範囲内で生産された、農産物検査3等以上のもの（種子は除く）で、主食用として平成27年3月31日までに、①JAや集荷業者に販売、又は販売を委託して出荷したもの、②農業者等が、消費者等に販売することとしたものです。

申請者 〒760-0000 香川県高松市番町四丁目1番10号

26年産限り
平成 27 年 4 月 日

讃岐 太郎 殿 印

押印を忘れずに
農林水産大臣 殿

収入減少影響緩和交付金移行のための円滑化対策交付金交付申請書

交付申請者管理
収入減少影響緩和交付金移行以下の生産実績数量に基づき

ここに数字の記載のある方は、必ず提出してください。

(1) 農産物検査3等以上かつ、農協又は主食集荷
対象農産物 地域等区分 実売又は販売委託した数量
生産実績数量

米穀		500 kg
米穀		kg

問い合わせ先

中国四国農政局

電

話：087-831-8185

高松地域センター（農政推進グループ）フリーダイヤル：0120-38-3786

経営所得安定対策等の営農計画書の記入

営農計画書の記入は、農業経営を見直す絶好の機会です。経営や作業の効率等を検討しながら、作付けする作物を選択しましょう。

作物を作付けする農地について「**営農計画書**」に記入して下さい。

※用紙が複写式になっています。黒色ボールペンで強めに記入してください。

※提出する全ての用紙の「**個人情報取扱承諾・重要事項説明確認印**」に押印が必要です。

記入例：太枠内を中心

平成27年度(産)生産調整方針参加申込書及び水稻等生産実施計画書(兼)経営所得安定対策等

【提出にあたっての承諾事項・事項】

- ・地域農業再生協議会、JA、農業共済組合、高松地域センター、(公財)香川県農地機構等、米の生産調整、経営所得安定対策等、農地の利用集積及び水稻共済の事務に必要な範囲内、地域農業再生協議会、JA、農業共済組合が、経営所得安定対策等の事務に必要な範囲内です。
- ・地域農業再生協議会、JA、農業共済組合、高松地域センター及び関係機関が、対象作物をします。
- ・地域農業再生協議会、JA、農業共済組合、高松地域センター及び関係機関が、平成27年本台帳等の情報の提供を受けることに同意します。
- ・交付要件を満たしていない場合等は、地域農業再生協議会が営農計画書を訂正するとともに、交付金を返還することを承諾します。
- ・米の生産調整の実施にあたっては、記載のある生産調整方針作成者の方針に参加します。

(記入上の注意) 1.太線の枠内を記入してください。新たに農地を引き受ける場合は、農地を追加して、2.自ら生産調整方針を作成している農業者は、生産調整方針作成者を修正してください。3.助成対象水田(これまで交付金等の交付を受けることができた水田)には、「*」が

共済組合名	香川県農業共済組合	タカマツ	支所	地区名	(99)ートコ
生産調整方針作成者	市町コード	地区コード	集落コード	農家番号	
カカワケンノウキョウ	999	099	099	99999	サスキ
住 所	タカマツ ハンチョウ トコソコ 123-4				
農地番号	(畦畔込み面積)		農地面積 (畦畔除く)	助成対象水田	作付面積
水田・畑区分	耕地面積	所在地	a m ²		水稻 a m ²
0101	(1000)	トコソコ123-1	950	*	950
0103	(300)	トコソコ123-2	230		
0104	(2000)	トコソコ123-3	1900	*	
0111	(500)	トコソコ12-10	480	*	
0112	(1200)	トコソコ12-12	1150	*	
0113	(900)	トコソコ12-13	840	*	240 (600)
0102	(800)	トコソコ12-14	760	10	27 760
合 計			6310		(600) 1950

水稻の種類	出荷・販売予定数量 kg	生産予定面積 a m ²
WCS用米		
米粉用米		
飼料用米	8 9 300	600
加工用米		
備蓄米		
合 計		

対象作物	生産予定 a
小麦	34
麦	はたか麦

調整水田等の不作付地の改善計画について

24～26年で改善計画の認定を受け、改善中の水田以外で、**新たに不作付地**(27年度内に何も作付の予定がない水田)となった水田について記載してください。**米の直接支払交付金を申請する方のみ必要**となります。

《重要》

この「調整水田等の不作付地の改善計画」に記載した不作付けの水田について、認定を受けた**達成予定年までに作物の作付けが行われず、翌年も作付けが行われない場合には、米及び水田活用の直接支払交付金の交付対象農地から除外**されます。

「自己保全管理」や「調整水田」ではなく、**飼料用米や家庭菜園等の作物の作付けによる水田の有効活用**をお願いします。



10 「不作付地の改善計画の達成予定年」の欄に2桁の数字(地域によっては「**」で表示、「*」で標題を抹消し表示をしていない場合があります)が記載されている農地は、不作付地等の改善計画が提出された農地です。

8 9 新規需要米・加工用米に取り組む場合は、**生産予定面積と作付面積を必ず一致**させてください。飼料用米(一括管理)に取り組む場合(主食用品種で取り組み、JAに出荷する場合)は、主食用米と一括管理を実施することから、**契約した数量は必ず出荷**してください。

27年度経営所得安定対策等の変更内容

1、畑作物の直接支払交付金（ゲタ）

●対象者の変更

認定農業者、一定の要件を満たす集落営農※、認定新規就農者
（平成26年産は、販売農家又は集落営農が対象）



●そばの数量払い

27年産から規格外品が支払の対象外

そばの検査規格は取引実態を踏まえ、①外観重視の規格から容積重重視の規格に変更、②等級区分を1～3等の3区分から1～2等級の2区分に簡素化。新1等が現行と同額の14,700円/45kg、新2等が12,590円/45kg。

（平成26年産は、1～3等、規格外が対象）

●営農継続支払は、当年産の作付面積に基づき交付

（平成26年産は、前年産の生産面積に基づき交付）



2、米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ）

●対象者の変更

認定農業者、一定の要件を満たす集落営農※、認定新規就農者、いずれも規模要件なし
（平成26年産は、認定農業者又は集落営農で一定の経営規模を有すること等が要件でした。）

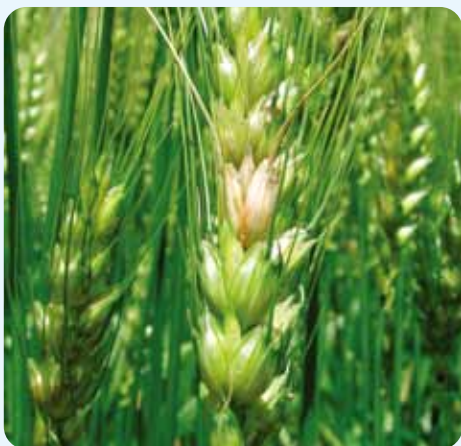
※一定の要件を満たす集落営農

①組織の規約の作成、②対象作物の共同販売経理の実施

農業経営の法人化、地域における農地利用の集積は、市町が確実と判断すれば、要件を満たしているものとして取り扱います。

赤かび病防除の徹底と発生防止に努めましょう！

赤かび病被害粒が混入した麦は、規格外に格付けされ、食用や飼料として使用できないことから、流通が困難となります。



赤かび病の発生（小麦）

○赤かび病は出穂期から乳熟期にかけて、曇天・降雨が続き、気温が高いと発生します。

○特に播種が遅れた麦では、平年より気温が高い時期に出穂期を迎えるものも多いので注意が必要です。

○このため、赤かび病防除の徹底に努めましょう。

防除時期 1回目：開花始め

2回目：1回目防除の7～10日後

～防除薬剤とその使用方法は「麦の栽培しおり」などを参考にして下さい～

●内容に関するお問い合わせ先

香川県農業協同組合中央会 指導部指導課

香川県 農政水産部 農業生産流通課

TEL:087-825-2503

TEL:087-832-3418